

観 観 産 第 4 0 6 号
平成25年11月25日

一般社団法人全国旅行業協会会長 殿

観光庁観光産業課長

建築物の地震に対する安全性に係る認定制度による
建築物の表示に係る取扱いについて

今般、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第20号）が平成25年5月29日に公布され、同年11月25日に施行された。

当該改正により、改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第22条第2項に規定する耐震関係規定（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定をいう。）又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準（別添1）に適合していると認められる建築物に対する認定制度が創設され、当該認定を受けた建築物については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第35条第2項に規定する様式（別添2）による表示を行うことができることとされた。

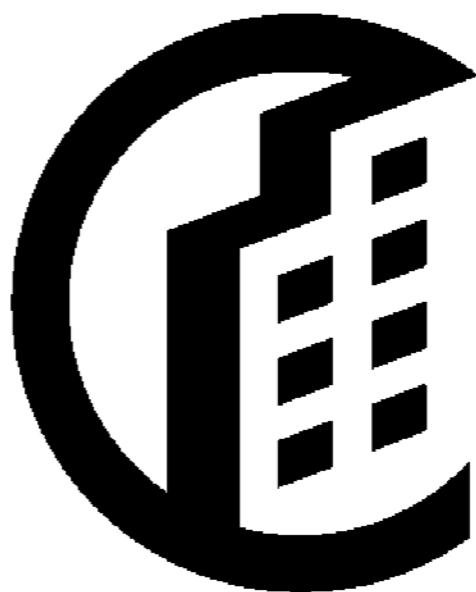
しかしながら、本制度は建築物の所有者が任意で申請し、認定を受けるものであり、建築物に当該表示が無い場合であっても、所要の耐震基準に適合していることがあり得る。このため、各旅行業者が旅行商品の造成や旅行者からの依頼に基づいて宿泊施設等の選定を行う際、当該表示の有無のみをもって選定の判断を行わないよう、傘下会員各社に対して周知徹底されたい。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律第二十二条第二項及び第二十五条第二項の規定に基づき地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準（国土交通省告示第千六十二号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項各号のいずれかに掲げる者が建築物の耐震改修の促進に関する法律第四条第二項第三号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に定めるところにより耐震診断を行った結果、地震に対して安全な構造であることが確かめられること。

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。



基準適合認定建築物

この建築物は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第2項の規定に基づき、耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認められます。

建築物の名称

建築物の位置

認定番号

認定年月日

認定者